

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【届出者の氏名又は名称】	SBCメディカルグループ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町908番地
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【電話番号】	050-5865-5940
【事務連絡者氏名】	CP0 坂口 大樹
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	SBCメディカルグループ株式会社 (神奈川県横浜市戸塚区上倉田町908番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SBCメディカルグループ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社Waqooをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社Waqoo

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、米国のNASDAQに株式を上場し医療機関への経営支援事業を行う会社であるSBC Medical Group Holdings Incorporated（以下「SBCHD」といい、SBCHDを最終の親会社とする企業グループを「SBCグループ」といいます。）を最終の親会社とする日本法人であり、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のグロース市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を353,600株（所有割合（注1）：9.49%）所有しております。なお、SBCHDは、本書提出日現在、対象者株式を直接には所有していませんが、SBCHDの取締役会議長兼CEOかつ公開買付者の取締役である相川佳之氏（以下「本譲渡株主」といいます。）が対象者株式を989,802株（所有割合：26.58%）所有している対象者の主要株主である筆頭株主であることから、本譲渡株主は公開買付者の「緊密な者」及び「同意している者」に該当し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。以下「財務諸表規則」といいます。）に基づき、公開買付者は対象者のその他の関係会社に該当します。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2025年11月13日に公表した「2025年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（3,622,668株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（100,023株）を控除し、対象者から2025年10月17日現在残存しているものと報告を受けた新株予約権（第4回新株予約権4,020個、第5回新株予約権146個、第6回新株予約権257個、第7回新株予約権210個、第8回新株予約権2,510個、第9回新株予約権56,559個、第10回新株予約権72個及び第11回新株予約権298個）の目的となる対象者株式の数（201,468株）を加算した株式数（3,724,113株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

公開買付者は、2025年11月13日、対象者株式を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、公開買付者が、法第27条の2第7項第1号に規定する形式的特別関係者に該当する関係にある本譲渡株主から、その所有する対象者株式の全て（989,802株、所有割合：26.58%、以下「本譲渡予定株式」といいます。）を本公開買付けによらない市場外取引により取得（以下「本譲渡」といいます。）するとともに、本公開買付けを実施すること（以下「本公開買付け」及び「本譲渡」を総称して「本取引」といいます。）を決定いたしました。

本譲渡の実施にあたり、公開買付者は、2025年11月13日付で、本譲渡株主との間で、株式譲渡契約（以下「本譲渡契約」といいます。）を締結し、本譲渡予定株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、及び本譲渡を実施することについて合意しております（注2）（注3）（注4）。なお、本譲渡契約の詳細については、下記「(6)本取引に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注2） 本譲渡は、本譲渡契約に基づき、本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といい、本譲渡が実行される日を以下「本譲渡実行日」といいます。）である2025年12月19日付で、本公開買付けの成立及び決済等を前提条件として実行される予定です（なお、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）が延長された場合には、本譲渡実行日も当該延長後の公開買付け期間を前提とした変更後の本決済開始日に変更される予定です。）。本譲渡は、公開買付者が本譲渡株主から本譲渡予定株式を本公開買付けによらずに市場外取得する方法により行われますが、本譲渡契約を締結する日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある本譲渡株主との間で行われるものであるため、法第27条の2第1項ただし書に定める「適用除外買付け等」に該当することとなり、本譲渡に関して公開買付けを実施する必要はないものと考えております。

（注3） 本譲渡契約においては、本譲渡により公開買付者が本譲渡株主から取得する本譲渡予定株式の譲渡価格は、本譲渡予定株式の数（989,802株）に1,445円を乗じて得られる金額とすることが合意されております。したがって、本譲渡予定株式の1株当たり譲渡価格（以下「本譲渡価格」といいます。）は1,445円となり、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）である1,900円より低い価格となります。

（注4） 本譲渡は、公開買付者がSBCHDの取締役会議長兼CEOかつ公開買付者の取締役である本譲渡株主から株式を取得する関連当事者取引であることに鑑み、対象者株式の市場価格に対しプレミアムを付した本公開買付け価格よりも低い本譲渡価格で取得するために行われるものです。

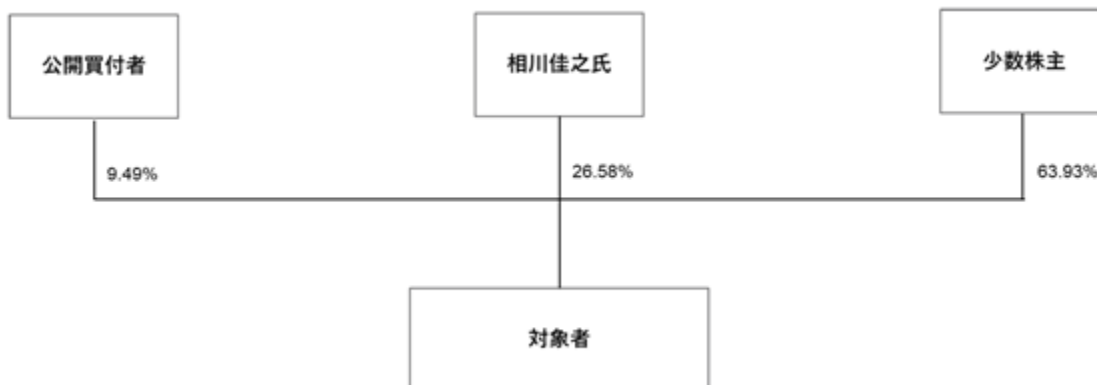
本公開買付けは、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的としており、公開買付者は、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を設定いたしますが、本公開買

付け成立後に、対象者の発行済株式総数の変動等により発生する希薄化の可能性を考慮し、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の1つである流通株式比率25%以上を充足する範囲内で、公開買付者の所有割合を高めておくことが望ましいと判断したことから、買付予定数の上限を575,000株（所有割合：15.44%）と設定しております（なお、本公開買付けにより、当該買付予定数の上限と同数の575,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる対象者株式の合計数は928,600株（所有割合：24.93%）となり、これと本譲渡予定株式とを合算した対象者株式の数は1,918,402株（所有割合：51.51%）となります。）。本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（575,000株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

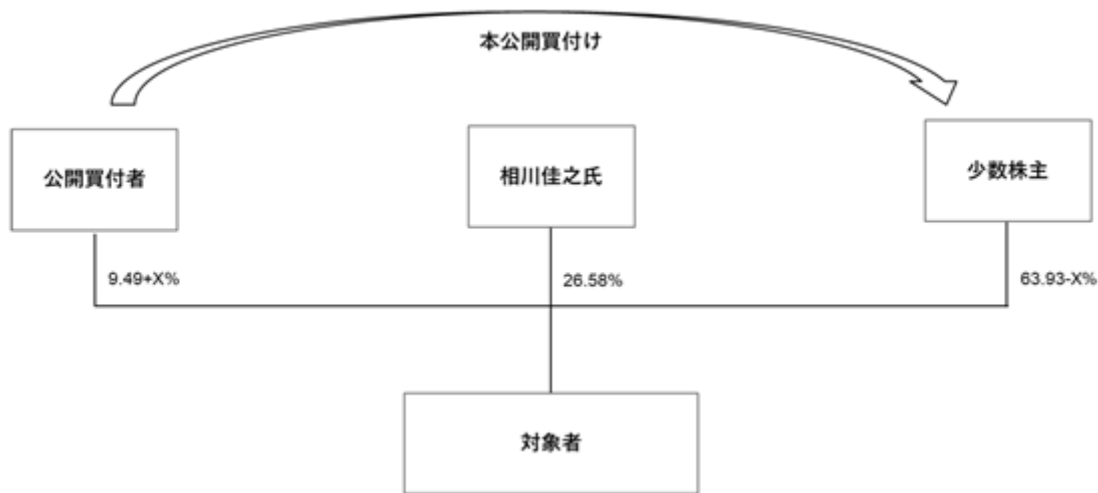
他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものである一方で、本公開買付けにより売却を希望される対象者の株主の皆様にも適切な売却機会を提供するとともに、仮に本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らず、対象者を連結子会社化することができなかった場合にも、本取引実施後に対象者を公開買付者の連結子会社とするためには、本公開買付けにより公開買付者の所有割合を少しでも高めておくことが望ましいと判断したことから、買付予定数の下限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の上限（575,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本公開買付けにより公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らず、対象者を連結子会社化することができなかった場合には、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定」に記載のとおり、対象者を連結子会社化するための方策を実施する予定です。その具体的な方策につきましては、本公開買付けの結果を踏まえて、公開買付者が対象者株式を追加的に取得することも含めて、対象者との間で協議することを予定しておりますが、本公開買付け成立後の対象者株式の追加取得について、現時点で決まった事項はありません。

本取引を図示すると、大要以下のとおりです。

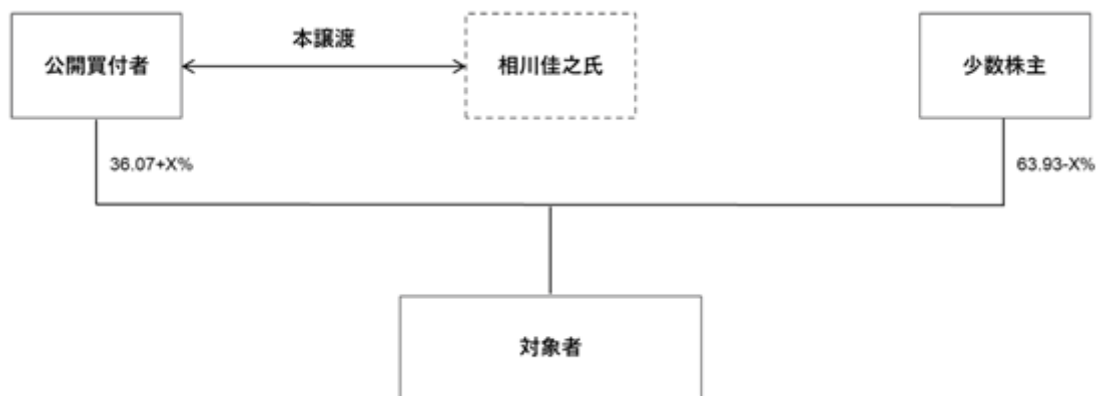
本公開買付けの実施前



本公開買付け後



本譲渡後



なお、対象者が2025年11月13日に公表した「その他の関係会社であるSBCメディカルグループ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は2025年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性についての対象者としての判断を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者取締役会における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程等の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」並びに「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

SBCグループは、本書提出日現在、SBCHD及び公開買付者を含む連結子会社（孫会社を含みます。）20社等により構成されており、医療法人をはじめとするフランチャイジーに対し、病院経営、専門医療、美容医療、商品開発、保険診療から自由診療までの医療サービスに関するマーケティング、商品企画、人材派遣、他トータル経営コンサルティングを提供するグループです。2000年6月、神奈川県藤沢市において、本譲渡株主が湘南美容外科クリニック第1号院を開院し、「美容医療をもっと身近に」という理念のもと事業を開始いたしました。その後、美容外科のみならず、美容皮膚科、歯科、AGA、不妊治療、眼科、整形外科など幅広い診療科目に展開し、全国規模でクリニックネットワークを拡大してまいりました。本書提出日現在、国内外合わせて259院を展開し、年間延べ約631万人の患者様にご利用いただいております。

公開買付者は、上記クリニックを運営する医療法人を支援するMS法人（メディカルサービス法人）として2003年に設立され、経営支援、マーケティング、人材採用・教育、会計・ファイナンス、システム開発、海外展開支援などを担い、クリニック事業の成長と持続的な発展を下支えしております。

SBCHDは、2050年に「世界で最も多くのお客さまに選ばれる医療グループ」を実現することをビジョンに掲げ、米国と東南アジアを中心とした事業拡大を展望しております。外貨での資金調達手法を確保するため、2024年9月に世界最大の市場である米国の株式市場NASDAQに上場いたしました。SBCHDの2024年度（2024年1月1日～2024年12月31日）の連結売上高は205百万米ドルとなり、2023年度から2024年度にかけて、株主に帰属する当期純利益は、39百万米ドルから47百万米ドルへ増加を遂げております。

SBCグループは、美容医療を軸に、国内外で様々な顧客・患者ニーズに応える総合医療サービスへの進化を目標に、美容医療事業、メディカル事業、海外事業の3つの領域において、以下の成長戦略を掲げております。

(a) 美容医療事業

SBCグループの、国内最大の顧客基盤とクリニックネットワークを活用し、多様化する顧客層に対応したマルチブランド戦略、特に市場拡大を見込む皮膚科領域において、新たなブランド展開を推進しております。具体的には、これまでエントリー層からエキスパート層まで幅広く対応していた「湘南美容クリニック」・「湘南美容皮膚科」のブランドに加え、エキスパート層向けのブランド「NEO Skin Clinic」を2025年4月に開始するとともに、マス層～エキスパート層向けのブランドである「JUN CLINIC」を戦略的買収により展開してまいりました。また、エントリー層をターゲットにした新ブランドである「肌の青空クリニック」を2025年10月より開始いたしました。さらに、日本の高品質で安全な医療サービスを求め、中国を中心としたインバウンド顧客数が2025年8月において前年比79%増加している中で、外国語対応や中国での情報発信を強化し、更なる顧客獲得を図っております。

(b) メディカル事業

整形外科、眼科、不妊治療/婦人科、脱毛症治療等、収益性と潜在性が存在する領域に事業を展開しております。特に整形外科領域においては、新規開院を実施するなど、更なる顧客層拡大を目指しております。

(c) 海外事業

米国と東南アジアを重点市場とし、2024年11月にはシンガポールを拠点に美容医療・エステ事業（4ブランド・21店舗）を展開するAesthetic Healthcare Holdings社を買収するなど、M&Aを軸に事業基盤の構築を進め、フランチャイズビジネスのグローバル化を目指しております。

一方、対象者は、2005年に東京都文京区において、ペット用品の販売を事業目的として、対象者の前身である有限会社ぶらすべつとを創業したとのことです。2007年に現取締役会長の井上裕基氏がEC事業を強化すべく招聘され、株式会社に組織変更し、商号を株式会社コマースゲートに変更するとともに、「美容」・「健康」をテーマとする現在のサービスの基礎を築き上げたとのことです。その後、2015年10月に株式会社Waqoolに商号変更し、2021年6月に東京証券取引所マザーズ（2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所グロース市場）に株式を上場したとのことです。

また、対象者は、2023年11月、対象者を株式交換完全親会社とし、その当時、公開買付者の子会社であったセルプロジャパン株式会社（以下「セルプロジャパン」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、同社を連結子会社化した上で、両社の代表取締役社長に佐俣文平が就任したとのことです。

対象者グループは、本書提出日現在、対象者及び対象者の連結子会社1社により構成されており（対象者グループとSBCグループを総称して、以下「両社グループ」といいます。）、Mission（存在意義・使命）に「自国の未来に希望を創る」を、Vision（目指す姿・状態）に「細胞=人類（ヒト）の可能性を最大限に引き出し、悩める人に選択肢を提供する」をそれぞれ掲げているとのことです。

本書提出日現在、対象者グループにおいては、再生医療領域における血液由来加工サービス「PDF-FD（注1）」の展開及び化粧品・原料事業等を販売する「メディカルサポート事業」とデジタルマーケティングを活用したオリジナルブランドの化粧品の企画・開発を展開している「D2C事業（注2）」の2つの事業を軸として、お客様の期待を上回る商品やサービスを展開しているとのことです。

（注1） 「Plasma Derived Factors Freeze dry（凍結乾燥血漿由来因子）」の略。患者本人の血液から成長因子を取り出し、特殊な加工を加え濃度を高めて凍結乾燥したもので、PDF-FD療法とはこれを患者の患部に注入する治療法のことをいいます。対象者グループでは各医療機関から「血液由来加工」の申込みの取次ぎを行い、各医療機関の求めに応じ、独自技術を用いた検体の加工及び冷凍保存、各医療機関への配送手配等の一連の業務を担っているとのことです。

（注2） 「Direct to Consumer（ダイレクト・トゥ・コンシューマー）」の略。自社が運営するECサイトなどを通して消費者に直接商品を販売するビジネスモデルのことをいいます。

「メディカルサポート事業」においては、再生医療領域における血液由来加工サービス「PDF-FD」の受託販売サービスを展開する対象者と、製造技術・ノウハウ等を保有する対象者の完全子会社であるセルプロジャパンにおいて、製造技術と販売サービスの“製販一致”の強固な体制を構築し事業を展開しているとのことです。また、セルプロジャパンでは、同社独自の特許技術と研究開発力を駆使した再生医療領域等に係るヒト羊膜由来幹細胞順化培養液の原材料や化粧品をクリニックやエステサロンに対して販売しているとのことです。

一方、「D2C事業」においては、主力ブランドである「HADA NATURE（肌ナチュール）」及び育毛・発毛促進に特化した薬用炭酸ヘッドスパ育毛剤「sodate1（ソダテル）」の販売形態として、定期購入サービスモデルを採用しており、お客様に商品を継続的に購入していただくことで安定的なキャッシュ・フローが期待できるストック型のビジネスモデルを展開しているとのことです。

対象者は創業来、お客様の反応や要望等をダイレクトに汲み取り、それを商品やサービスの企画・開発に効果的に活用できる仕組みの構築を含むマーケティングや、新しい事業等の創造、いわゆるビジネスディベロップメントを強みとしているとのことです。また、対象者及びセルプロジャパンの代表取締役社長の佐俣文平は、再生医療領域における第一線の研究者として様々な疾患に対する研究開発の実績を培い、その知見を元に経営者として、新しい医療のカタチ・多様な医療ニーズに応えるための経営基盤の創造を目指しているとのことです。

対象者グループは、これらの強みを最大限に活用し、再生医療領域のみならず美容医療領域へのサービス展開や、様々な領域における美容化粧品類の企画開発等を推進し、持続的な企業価値の向上を目指しているとのことです。

上記のとおり、SBCグループは、美容医療を軸に、国内外で様々な顧客・患者ニーズに応える総合医療サービスへの進化を目標に掲げております。美容医療市場においては、今後も消費者ニーズの拡大が見込まれるとともに、SNSを活用したマーケティング手法の発展により、その需要は一層喚起されるものと考えられます。このような環境下において、対象者グループが展開するスキンケア・美容関連分野のD2C事業は、国内外において高い成長余地を有しており、同グループの商品企画力、ブランディング力、並びにEC・SNSを活用したマーケティング力は、消費者から高い支持を得ております。SBCグループとしては、対象者グループのブランド及びそれを通じた顧客接点の拡大力は大きな魅力であると考え、自社の有する美容医療サービス顧客基盤との間に高い親和性が認められると判断いたしました。両社の強みを組み合わせることで、SBCグループのクリニック利用者に対して対象者グループのブランド商品を体験していただく機会の提供や、対象者グループの商品購入者に対してSBCグループの美容医療サービスへの誘導を図るなど、相互送客・クロスマーケティングが可能となり、両グループの企業価値を大きく高めることが期待できると判断いたしました。

かかる判断を踏まえ、本譲渡株主は、2022年6月17日に対象者株式の一部（989,802株、所有割合：26.58%）取得し、SBCグループの各社と対象者との間にて、業務提携に向けた協議を開始いたしました。そして、公開買付者は、2022年8月10日（同日、対象者は「SBCメディカルグループ株式会社との業務提携に関するお知らせ」を公表しております。）、同年11月18日（同日、対象者は「SBCメディカルグループ株式会社との業務提携及び新たな事業の開始に関するお知らせ（開示事項の経過）」を公表しております。）に対象者と業務提携契約を締結し、化粧品分野の多角化展開、医薬品等の商品企画・開発領域への拡充、再生医療領域並びに美容医療領域に重点を置いた事業展開を進めてまいりました。2024年1月4日には、対象者を株式交換完全親会社、当時公開買付者の子会社であったセルプロジャパンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、再生医療領域における協業を更に深めてまいりました。本株式交換によって、公開買付者は、対象者株式の一部（353,600株、所有割合：9.49%）取得いたしました。

その後、2025年7月上旬以降、公開買付者は、対象者との間で両社グループの更なる企業価値の向上を目指して、両社グループ間の業務上の協力や提携関係を拡大・強化する可能性について協議を行う中で、資本関係の強化に伴う対象者グループへの経営資源の効率的かつ積極的な投入や経営資源の相互活用を推進し、既存の協業関係を質量ともに強化することが両社グループの更なる企業価値向上に資するものと考えようになりました。そこで、公開買付者及びSBCグループの代表者である本譲渡株主は、対象者との資本関係及び協業関係の一層の強

化のための手法等について検討を行うために、株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）から助言を受け、2025年8月上旬には公開買付者による本譲渡株主が所有する対象者株式の取得を併せた対象者の連結子会社化の検討を開始いたしました。公開買付者は、対象者の連結子会社化の検討を行う中で、本取引によって以下のシナジーが得られると考えるに至りました。本取引成立後の両社における具体的な取組みの詳細につきましては、今後、両社で検討を進めていく予定です。

（ ）．製品企画・開発における協業

対象者の強みであるD2Cブランド開発能力及び顧客データの分析力と、公開買付者のクリニック運営における医療専門家ネットワーク及び臨床・患者の現場でのニーズ把握力を組み合わせることで、美容医療/スキンケア/再生医療領域において、医師監修型のドクターズコスメ等の競争力の高いプロダクトを共同で企画・開発することが可能です。これにより差別化された新商品を迅速に市場投入できるものと期待されます。

（ ）．販売チャネルの拡大とクロスチャネル戦略

SBCグループのクリニックのリアル接点を用いて、対象者のブランド商品をお客様に直接体験していただく機会を増やすことができます。逆に、対象者のD2C顧客基盤を活用して美容医療サービス（クリニック治療）への誘導を図ることができるため、双方の売上/LTV（Life Time Value。リピート購入等も含めた、一顧客が生涯もたらし得る利益の総和）を引き上げるクロスマーケティングが可能となります。

（ ）．メディカルサポート事業の強化・提携医院ネットワークの拡大

対象者が有する血液由来加工等のメディカル技術や提携医院数を、SBCグループのクリニックネットワークと運営力を活かして導入・拡大することで、稼働率の向上、治療型サービスの提供範囲拡大、そして医療支援事業としての収益性改善が期待されます。

（ ）．マーケティング効率・顧客管理（CRM）領域での協業による収益性改善

対象者グループの顧客データ・購買行動分析能力と、SBCグループのクリニックにおける顧客接点データを組み合わせ、広告投資の最適化、顧客ロイヤリティ向上、アップセル・クロスセルの実施を強化することで、顧客あたりの収益性の向上が見込まれます。

（ ）．再生医療・将来技術領域での共同研究及び商品・メニュー開発

対象者が進める再生医療領域、セルプロジヤパンを含む血液由来/幹細胞・上清液等の技術を、SBCグループのクリニックの臨床導入可能性・患者対応・安全性管理体制をもとに共同研究・試験導入を行うことで、次世代治療メニュー・将来の高付加価値プロダクトの創出が可能となります。

一方で、本取引後も対象者株式の上場を維持することにより、独立した上場会社として経営の透明性を確保することで対象者の現在の企業文化や経営の自主性を維持することが対象者の企業価値を向上させるために重要であることから、対象者を完全子会社とせず、連結子会社とすることが望ましいと考えました（なお、上記のシナジーについても、いずれも連結子会社化の手法を前提としており、少数株主が残存することによる影響や少数株主が享受し得る利益を考慮の上で検討したものです。）。

公開買付者は、上記のような期待できるシナジーを念頭に、2025年8月上旬に対象者及び対象者の取締役会長であり主要株主でもある井上裕基氏（所有する対象者株式の数：386,502株、所有割合：10.38%）に対して、連結子会社化を前提とした本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝え、同時期に、対象者より、本取引の実施に向けた具体的な検討・協議を開始することを了承する旨の連絡を受けるとともに、井上裕基氏より、本取引の実施に向けた具体的な検討・協議を開始することを了承する旨及び井上裕基氏の所有する対象者株式の一部を売却する旨の提案を受けました（なお、協議・交渉の結果、最終的に、公開買付者と井上裕基氏は応募の合意に至りませんでした。）。その後、公開買付者は、SBI証券と本取引に係る必要事項やスケジュール等の検討を行い、2025年9月22日に、対象者に対し、対象者を連結子会社化することを目的とした本取引に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。そして、本取引の具体的な検討を進めるにあたり、2025年9月下旬に公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして正式にSBI証券を選任し、同時期に公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及び弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任いたしました。その後、2025年10月2日に、対象者から本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受け、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2025年10月上旬から同年11月上旬にかけて実施いたしました。

また、公開買付者は、2025年10月3日に、本譲渡株主との間で、本譲渡価格を含む本譲渡の諸条件について、同年10月6日に、対象者との間で、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件についての協議を始めました。

公開買付者は、2025年10月8日に本譲渡株主より、本譲渡株主から公開買付者に譲渡する対象者株式の数は本譲渡予定株式とする旨の通知を受け、2025年10月22日に本譲渡価格を、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年11月12日の対象者株式の終値に対して5%のディスカウントとなる価格又は同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して5%のディスカウントとなる価格のいずれか高い価格とする提案を行ったところ、本譲渡株主からは価格の引き上げ要請はなく、本譲渡価格について本譲渡株主と合意に至りました。

また、公開買付者は、2025年10月下旬に対象者との間で、対象者を公開買付者の連結子会社にすることによって創出される事業シナジーについて協議を実施いたしました。当該協議の結果、公開買付者及び対象者は、本取引は以下の点において企業価値の向上に資するとの共通認識に至りました。

() . SBCグループのクリニックネットワークを活かした販路拡大

SBCグループの既存のクリニック及び今後新規に開院するクリニックにおいて、対象者グループが主力としている血液由来加工/幹細胞・上清液等の技術を導入・拡大することで、新治療開発の選択肢拡大、そして医療支援事業としての収益性改善が期待されます。また、SBCグループのクリニックネットワークを活用することで、対象者グループの化粧品を中心としたブランド商品の認知向上と販路拡大が可能になると考えております。

() . 未承認医薬品、未承認医療機器の共同研究及び開発

SBCグループのクリニック運営における医療ネットワーク及び顧客接点・データと、対象者グループの研究・開発力を掛け合わせることで、ニーズの高い未承認薬や未承認医療機器の承認取得に向けた共同研究が可能になると考えております。具体的には、承認取得のために必要な治験やデータ収集をSBCグループのクリニックを利用して行い、対象者グループの研究・開発活動を支援できるものと考えております。

() . コスト競争力の強化

SBCグループが外部に外注している業務を、対象者グループ向けに内製化を進めることで、コスト競争力の向上が可能と考えております。具体的には、SBCグループが他社に委託している細胞培養・加工関連の業務を対象者グループで行うことで、コスト削減が期待されます。また、D2C領域での商品の保管倉庫を両社グループで共有化することで、経営資源の最適化や費用削減も可能になると考えております。

その後、公開買付者は、2025年11月10日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,900円（当該提案がなされた2025年11月10日の前営業日である同月7日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,400円に対して35.71%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。））、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,403円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して35.42%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,280円に対して48.44%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して63.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とすること、及び本公開買付けにおける買付予定数について、下限は設定せず、本公開買付け後における公開買付者の対象者株式の所有割合が、本譲渡予定株式に係る所有割合と合算して52.00%となる対象者株式の数を上限とすることとする旨の提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出いたしました。

なお、本公開買付価格は、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募の見通し等の要素を総合的に勘案し決定したものです。本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年11月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,521円に対して24.92%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,405円に対して35.23%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,295円に対して46.72%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,168円に対して62.67%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

その後、公開買付者は、対象者から、2025年11月12日、本提案書の提案内容について異議がない旨の回答を受領しました。また、公開買付者は、2025年11月12日に、本譲渡株主との間で合意した上記計算式に基づいて、同日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,521円に対して、5%のディスカウントとなる1,445円（小数点以下を四捨五入。）を本譲渡価格とすることといたしました。

その後、公開買付者は、2025年11月13日、対象者から、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の1つである流通株式比率（25%以上）を充足する観点から、本公開買付けにおける買付予定数の上限を変更するよう要請を受け、これを応諾し、本公開買付けにおける買付予定数を、本公開買付け後における公開買付者の対象者株式の所有割合が本譲渡予定株式に係る所有割合と合算して51.51%となる株式数である575,000株（所有割合：15.44%）に設定することといたしました。

以上の協議・検討の結果、公開買付者は、2025年11月13日に、本譲渡株主との間で本譲渡契約を締結するとともに、本譲渡及び本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年9月22日に、公開買付者から、本意向表明書を受領し、本取引について具体的な検討を開始したとのことです。そして、対象者は、当該検討を進めるにあたり、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、2025年9月下旬に、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定し、2025年10月下旬に、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてマクス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクス・コーポレートアドバイザー」といいます。）を選定したとのことです。なお、TMI総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、マクス・コーポレートアドバイザーに対する報酬は固定報酬であり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者は、2025年9月22日の本意向表明書提出を受け、公開買付者が対象者に提示したシナジー（上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」（ ）乃至（ ）に記載の公開買付者の考えるシナジー）の有無や実現可能性について、マクス・コーポレートアドバイザーの支援も得ながら、慎重に検討及び公開買付者との協議を進めてきたとのことです。2025年10月28日には、公開買付者と対象者との間で、対象者を公開買付者の連結子会社にするることによって創出される事業シナジーの内容やその実現可能性について直接協議を行い、本取引は上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」（ ）乃至（ ）に記載の点に加えて、（ ）乃至（ ）に記載の点からも対象者の企業価値の向上に資するとの共通認識に至ったとのことです。その結果、2025年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、本公開買付価格の妥当性に関しては、公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては、本公開買付け成立後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け後における対象者の経営方針として、対象者株式の上場を維持し、対象者の経営の自主性を維持・尊重することを予定しております。したがって、公開買付者は、対象者グループの業務運営及び従業員を尊重しつつ、両社グループの連携を深め、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載したシナジーを最大限追求していきながら、SBCグループと対象者グループにおける相互の企業規模拡大や効率性向上、そしてその先にある両社グループの企業価値向上を目指してまいります。具体的には、公開買付者は、対象者への支援を通じて同社の研究開発活動を一層加速させるとともに、その先進的な技術とノウハウをSBCグループ内に取り込むことにより、AGAや整形外科などの臨床領域において、新たな治療法や独自サービスの拡充を進め、SBCグループ全体の競争力強化を図ります。また、医療現場で得られる知見を基にしたスキンケア製品の共同開発及び導入を推進することで、研究から製品開発、臨床までを一貫して進められる体制の整備を目指します。さらに、対象者が保有する加工・研究ノウハウは、SBCHDが展開する海外拠点においても技術的支柱として機能することが期待されており、両社グループは再生医療の社会実装に向けた協業を進めてまいります。

本公開買付け後の対象者の経営体制については、対象者の上場会社としての独立性を尊重した適切なガバナンスと、公開買付者とのシナジー効果を最大限実現できる体制作りのため、対象者経営陣には、本公開買付け後も引き続き事業運営の中核として、事業の発展に尽力していただきたいと考えております。

加えて、本公開買付け後の対象者の従業員については、労働環境・意思を尊重することを原則として、現在の処遇を維持することを予定しております。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当しないものの、公開買付者が対象者のその他の関係会社であることに鑑み、本公開買付けの実施を決定するに至る対象者の意思決定の過程における恣意性の排除の観点から、慎重を期して、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、2025年9月下旬に、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続、取締役会の意思決定の方法・過程、その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けているとのことです。

なお、TMI総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、TMI総合法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、TMI総合法律事務所から受けた法的助言の内容を踏まえつつ、2025年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役4名のうち、井上裕基氏を除く全ての取締役3名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されているとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記取締役会決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役4名のうち井上裕基氏は、2025年8月上旬に対象者及び井上裕基氏が公開買付者から連結子会社化を前提とした本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向の連絡を受けて以降、2025年11月上旬までの期間において、応募に合意するか否かについて、公開買付者と継続して協議を行ったとのことです。最終的に公開買付者と井上裕基氏は応募の合意に至らなかったものの、利益相反の疑いを回避し、本公開買付けの公正性を担保するため、保守的に上記の対象者取締役会の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者及び対象者は、対象者が対象者株式会社について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととするにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりますが、上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的とするものでもないことから、公開買付期間を20営業日と設定することをもって、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えております。

(4) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、公開買付者は、対象者を連結子会社化しつつ、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付け及び本譲渡によって対象者の議決権の過半数を取得し、その目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは現時点では予定しておりません。

一方、本公開買付け及び本譲渡により公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得するに至らず、対象者を連結子会社化することができなかった場合には、公開買付者は、対象者を連結子会社化するための方策を実施する予定です。その具体的な方策につきましては、本公開買付けの結果を踏まえて、公開買付者が対象者株式を追加的に取得することも含めて、対象者との間で協議することを予定しておりますが、本公開買付け成立後の対象者株式の追加取得について、現時点で決まった事項はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

ただし、本公開買付け成立後に公開買付者及びその他の株主が保有する対象者株式の流通株式の計算から除外される所有比率が合わせて75%を上回る場合においては、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の1つである流通株式比率は25%以上であるため、東京証券取引所の定める上場維持基準に適合していないものとして、対象者は経過措置の対象となり、適合しない状態となった時から原則として1年以内に経過措置として適用される上場維持基準に適合しなかったときには、対象者株式は上場廃止となります。公開買付者としては、そのような事態を避けるため、上場維持が困難となる事態が生じた場合には、対象者と協議の上、必要に応じて、東京証券取引所が定める期間において株式市場における対象者の株価を考慮しつつ、対象者の流通株式を増やすための方策を講じる予定です。

(6) 本取引に係る重要な合意に関する事項

本譲渡契約

本取引の実施にあたり、公開買付者は、本譲渡株主との間で、本譲渡契約を2025年11月13日付で締結しております。本譲渡契約の概要は以下のとおりです。

() 不応募及び譲渡等の合意

本譲渡株主は、本譲渡契約において、2025年11月13日以降本譲渡の実行までの間、本譲渡予定株式について、本公開買付けにおいてその全部を応募しないこと、取引所金融市場内取引によらない市場外取引の方法で本譲渡価格により本譲渡を行うこと、本譲渡予定株式の全部又は一部について、本譲渡契約に定めるものを除き、第三者に対する譲渡、移転、担保設定その他の処分を行わないものとし、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わないこと、公開買付者の取締役を退任しないこと等に合意しております。

() 本譲渡に係る義務の履行の前提条件に関する合意

本譲渡株主による本譲渡に係る義務の履行は、本譲渡実行日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件としています。なお、本譲渡株主は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄して義務を履行することができます。

(A) 公開買付者の表明保証事項が全て真実かつ正確であること

(B) 公開買付者が本譲渡契約に基づき本譲渡実行日までに履行又は遵守すべき事項について違反がないこと

(C) 公開買付者と本譲渡株主との間で本譲渡前に締結する合意書（以下「本確認書」といいます。）に記載された事実を除き、本譲渡株主が未公表の対象者に係る法第166条に規定される業務等に関する重要事実又は対象者株式に係る法第167条に規定される公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実、又はそのように解釈される可能性のある事実（以下「重要事実等」と総称します。）を認識していないこと

(D) 本公開買付けが成立し、その決済が完了したこと

また、公開買付者による本譲渡に係る義務の履行は、本譲渡実行日において、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件としています。なお、公開買付者は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄して義務を履行することができます。

(A) 本譲渡株主の表明保証事項が全て真実かつ正確であること

(B) 本譲渡株主が本譲渡契約に基づき本譲渡実行日までに履行又は遵守すべき事項について違反がないこと

(C) 本確認書に記載された事実を除き、公開買付者が未公表の重要事実等を認識していないこと

(D) 本公開買付けが成立し、その決済が完了したこと

() 損害賠償及び解除に関する合意

本譲渡株主及び公開買付者は、各自の表明保証事項の違反又は本譲渡契約に基づく各自の義務の違反に起因又は関連して相手方が被った損害、損失及び費用（合理的な弁護士費用を含みます。）について、本譲渡価格を上限として、相手方に賠償する義務を負います。

また、本譲渡株主及び公開買付者は、本譲渡の実行前に限り、以下の各号の事由が発生した場合、本譲渡契約を解除することができます。

- (A) 本譲渡契約上の義務の重大な違反があり、違反が是正されなかった場合
- (B) 相手方の表明保証事項に関する重大な違反が判明し、その結果本譲渡契約の目的を達成することが困難となった場合
- (C) 相手方又は対象者につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他適用ある法令上の倒産手続の申立がなされ、又は私的整理手続が開始された場合
- (D) 相手方又は対象者が解散の決議をした場合
- (E) 本公開買付けが法令に従って撤回された場合

() 表明保証に関する合意

本譲渡株主は、2025年11月13日及び本譲渡実行日の各時点において、公開買付者に対し、本譲渡株主の属性、本譲渡契約の締結及び履行に係る権利能力及び行為能力、本譲渡契約の法的拘束力及び強制執行可能性、本譲渡予定株式の適法かつ有効な保有及び担保権の不存在、並びに反社会的勢力への非該当性及び反社会的勢力との関係の不存在の各事項が正確かつ真実であることについて表明及び保証しております。

また、公開買付者は、2025年11月13日及び本譲渡実行日の各時点において、本譲渡株主に対し、公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、本譲渡契約の締結及び履行に係る権限の存在及び社内手続の履践、本譲渡契約の法的拘束力及び強制執行可能性、並びに反社会的勢力への非該当性及び反社会的勢力との関係の不存在の各事項が正確かつ真実であることについて表明及び保証しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年11月14日（金曜日）から2025年12月12日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	2025年11月14日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年12月26日（金曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 SBCメディカルグループ株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
050-5865-5940（代表）
CPO 坂口 大樹
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金1,900円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者に対して2025年10月上旬から11月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募の見通し等の要素を総合的に勘案し本公開買付価格を1,900円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記の要素を考慮し、本公開買付価格を決定しているため、本公開買付価格の決定にあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である1,900円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年11月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,521円に対して24.92%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,405円に対して35.23%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,295円に対して46.72%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,168円に対して62.67%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である1,900円は、本書提出日の前営業日である2025年11月13日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値1,466円に対して29.60%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て、本公開買付価格を1,900円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。</p>

(3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	575,000(株)	(株)	575,000(株)
合計	575,000(株)	(株)	575,000(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(575,000株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(575,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 公開買付期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,750
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月14日現在)(個)(d)	3,536
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月14日現在)(個)(g)	9,898
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)	35,977
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	15.44
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	24.93

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(575,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月14日現在)(個)(g)」は、本譲渡株主を含む各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者(本譲渡株主を除きます。)が所有する株券等についても買付け等の対象としており、また、本譲渡株主が所有する本譲渡予定株式については本公開買付けによらずに本譲渡によって取得するため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年11月14日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年5月14日に提出した第20期中半期報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び対象者の新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(3,724,113株)に係る議決権数(37,241個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法、又は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）画面から公開買付応募申込書をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法、又は、公開買付代理人の本店若しくは営業所、若しくは公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店（注1）（以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisecc.co.jp>）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡の上ご確認ください。以下同様とします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法にて、応募してください。応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注2）（店頭応募窓口にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。）。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、店頭応募窓口にて公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要となります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます。）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。

応募株券等の全部の買付け等が行われなかったこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店

新宿中央支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店

大阪支店 福岡支店 鹿児島中央支店

(注2) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主が常任代理人を通じて応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要となります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。

マイナンバー確認書類（コピー）	本人確認書類（コピー）	
マイナンバーカード（両面）	不要	
通知カード	顔写真付き （右記のいずれか1点）	運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書 等
	顔写真なし （右記のいずれか2点）	各種健康保険証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記いずれか1点 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、各種健康保険証、印鑑登録証明書、戸籍抄本 等	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書		

法人の場合

登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行日より6ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。）

法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

外国人株主の場合

外国人（居住者を除きます。）又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写しが必要となります。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ(<https://www.sbisec.co.jp>)画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午後3時30分までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター(電話番号:0800-222-2999(通話料無料))までご連絡いただき、解除手続きを行ってください。

また、店頭応募窓口経由(対面取引口座)で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前9時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票(交付されている場合)を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,092,500,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,145,500,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(575,000株)に、本公開買付価格(1,900円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	7,310,582
計(a)	7,310,582

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

7,310,582千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(2)【決済の開始日】

2025年12月19日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、本決済開始日は2026年1月7日(水曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、本決済開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。)

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（575,000株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（575,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準する事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、あるいは米国居住者又は滞在者が、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類（保管者、受取名義人及び受託者等を含みますが、これらに限りません。）は、いずれも米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、あるいは米国居住者又は滞在者によって、直接間接を問わず、郵送その他の方法によって送付、配布又は転送されるものではなく、かかる送付、配布又は転送を行うことはできません。加えて、本公開買付けに係る今後の通知又は関連する書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付、配布又は転送を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。米国内においては、有価証券又はその他資産の受け付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者の応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
2003年6月	商号をランジェコスメティーク株式会社とし、本店所在地を神奈川県横浜市、資本金を1,200万円とする株式会社として設立
2025年1月	ランジェコスメティーク株式会社を吸収合併存続会社、株式会社湘美会及びSBCメディカルグループ株式会社をそれぞれ吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施
2025年1月	商号をSBCメディカルグループ株式会社（現公開買付者）に変更

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

- 1 医療に関する情報収集及び提供業務
- 2 医療に関するコンサルタント業務
- 3 医療機関、国内外企業の運営及び経営支援並びに経営コンサルティング事業
- 4 病院開業のための立地診断、開発、市場調査等に関するコンサルティング業務
- 5 医療用機械器具、消耗品及び医薬品・医薬部外品の企画、製造、輸出入、販売及び販売の斡旋、リース、経営コンサルタント業
- 6 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造、販売
- 7 医薬品、医薬部外品及び化粧品の輸入、国内製造販売
- 8 医療に関するソフトウェアの開発、製作、販売及び同装置の保守管理
- 9 新治療方法・先端医療技術・治療に関わる商品の研究、開発並びに支援事業
- 10 新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメール及びインターネット、その他による全ての広告業務
- 11 広告、宣伝に関する企画及び制作
- 12 インターネットでの広告業務
- 13 求人・採用活動に関する広告及びコンサルティング業務
- 14 インターネットによる通信販売業務
- 15 通信機器及びパソコンのレンタル業務並びに輸出入・販売・通信販売業務
- 16 土地・建物の貸し付け
- 17 不動産管理
- 18 車輛、船舶、航空機及び付属品の売買、賃貸借及び管理業並びに輸出入業
- 19 船舶の運航及び管理
- 20 航空機使用事業医療機関、国内外企業の運営及び経営支援並びに経営コンサルティング事業
- 21 特殊車両及びキャンピングカーの売買及び賃貸業並びに輸出入
- 22 エステティックサロン、ネイルサロン、マッサージ店の経営、管理、技術の開発、研究
- 23 電子機器「ボディアーキ」によるセルフエステサロン及び痩身を主体とした施術、エステサロンの経営
- 24 美容技術育成のためのスクールの経営
- 25 古物の売買、受託販売、輸出入、レンタル、仲介及び販売代行業務
- 26 出版物の企画、編集並びに販売
- 27 インターネットのホームページの企画、製作、管理業務
- 28 前払式証票（ギフト券、商品券、プリペイドカード等）の発行並びに販売及びその代行業
- 29 商品販売及びサービス提供時に発行する共通ポイント利用システムの構築と運営に関する業務
- 30 ポイントシステム導入店舗の開発並びにコンサルタント業務
- 31 臨床検査及び研究請負業務
- 32 クレジットカード番号等取扱契約締結業、決済代行業及び包括加盟店業
- 33 ソフトウェアの開発及びソフトウェアライセンスの販売及び販売仲介又は代理に関する業務
- 34 ナイトクラブ、バー、レストラン等の飲食店の経営及びコンサルティング
- 35 各種イベント及びパーティの企画、運営及び実施
- 36 アミューズメント施設及びテーマパークの経営
- 37 屋台、車両等による飲食物の移動販売
- 38 各種車輛、キッチンカー等の製造及び販売
- 39 医師・医療技術者の有料職業紹介業
- 40 薬局の経営

- 41 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング
- 42 株式、社債等の有価証券及び金銭資産等の運用及びコンサルティング業
- 43 食品等販売業
- 44 医療従事者対象の技術育成のためのスクールの運営
- 45 上記各号に付帯する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、医療機関、国内外企業の運営及び経営支援並びに経営コンサルティング事業を主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年11月14日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1,200万円	200株

【大株主】

2025年11月14日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
SBC Medical Group Incorporated	200 Spectrum Center Drive Suite 300 Irvine, CA 92618 USA	200	100.00
計		200	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役		相川 慶子	1944年2月11日	2024年9月	公開買付者代表取締役就任(現任)	
取締役		相川 佳之	1970年6月9日	2024年9月	公開買付者取締役就任(現任)	
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、財務諸表規則に基づいて作成しております。なお、公開買付者は連結財務諸表を作成しておりません。また、公開買付者は、2025年1月、ランジェコスメティーク株式会社を吸収合併存続会社、株式会社湘美会及びSBCメディカルグループ株式会社をそれぞれ吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しておりますが、その後事業年度が終了していないため、経理の状況については、吸収合併存続会社であるランジェコスメティーク株式会社の2024年12月期の計算書類の内容を記載しております。

なお、公開買付者の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

2024年12月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,701,792	流動負債	271,994
現金及び預金	1,335,357	未払金	58,950
売掛金	86,655	従業員預り金	30,210
貯蔵品	51,168	未払費用	120,612
未収金	101,051	賞与引当金	36,737
前払費用	74,159	未払消費税等	23,607
リース債権(流動)	23,427	設備未払金	1,878
その他	29,975	その他	5,267
固定資産	3,137,884	固定負債	15,666
有形固定資産	79,249	資産除去債務	15,666
無形固定資産	51,355		
投資その他の資産	3,007,280	負債合計	287,660
敷金保証金	69,618		
保険積立金	2,018,774	純資産の部	
長期貸付金	86,300	株主資本	4,548,628
繰延税金資産	788,585	資本金	12,000
リース債権(固定)	24,756	利益剰余金	(4,536,628)
その他	19,247	繰越利益剰余金	4,536,628
資産合計	4,839,676	純資産合計	4,548,628
		負債純資産合計	4,836,288

【損益計算書】

自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

(単位：千円)

科目	金額
売上高	2,508,354
売上原価	1,599,031
売上総利益	909,323
販売費及び一般管理費	886,306
営業利益	23,017
営業外収益	
受取利息	93
雑収入	9,448
営業外収益合計	9,541
営業外費用	
雑損失	39,997
営業外費用合計	39,997
経常損失	7,439
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前当期純損失	7,439
法人税、住民税及び事業税	406
法人税等調整額	788,585
法人税等合計	788,179
当期純利益	780,740

【株主資本等変動計算書】

自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	12,000	3,755,888	3,767,888	3,767,888
当期変動額				
当期純利益	-	780,740	780,740	780,740
当期末残高	12,000	4,536,628	4,548,628	4,548,628

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物、付属設備は定額法)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,434(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13,434		
所有株券等の合計数	13,434		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,536(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3,536		
所有株券等の合計数	3,536		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,898(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	9,898		
所有株券等の合計数	9,898		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2025年11月14日現在)

氏名又は名称	相川 佳之
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号(公開買付者連絡場所)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 SBC Medical Group Holdings Incorporated 取締役会議長 兼CEO
連絡先	連絡者 SBCメディカルグループ株式会社 CPO 坂口 大樹 連絡場所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 電話番号 050-5865-5940
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

相川 佳之

(2025年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,898(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	9,898		
所有株券等の合計数	9,898		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、本譲渡株主との間で、2025年11月13日付で本譲渡契約を締結し、本譲渡予定株式の全てについて本公開買付けに応募せず、本譲渡を実施する旨を合意しております。

本譲渡契約の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

上記「3 当該株券等に関して締結されている重要な契約」に記載のとおり、公開買付者は、本譲渡株主との間で、2025年11月13日付で、本譲渡契約を締結しており、本譲渡株主から本譲渡予定株式を本公開買付けによらない市場外取引により取得する予定です。本譲渡契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

公開買付者における最近の3事業年度において、公開買付者と対象者との間の取引はありませんが、2025年12月期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)において、概要以下の取引を実施しております。

(単位：千円)

取引の概要	取引金額
医療機器販売の仲介に係る取引	53,089

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことでした。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 グロース市場						
	月別	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
最高株価(円)	1,134	1,130	1,030	1,539	1,450	1,493	1,521
最低株価(円)	1,000	927	935	1,030	1,088	1,204	1,316

(注) 2025年11月については、同月13日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日) 2023年12月21日 関東財務局長に提出

事業年度 第19期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月20日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第20期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) 2025年5月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社Waqoo

(東京都世田谷区上馬二丁目14番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】**(1)「2025年9月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表**

対象者は、2025年11月13日付で「2025年9月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の概要は、対象者が公表した内容の一部を抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

決算年月	連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1,960,902千円
売上原価	401,795千円
販売費及び一般管理費	1,408,166千円
営業外収益	13,366千円
営業外費用	11,908千円
親会社株主に帰属する四半期純利益	44,090千円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり当期純利益	12.32円
1株当たり配当額	0.00円

(2) 第11回新株予約権の発行

対象者は、2025年9月4日開催の取締役会において、対象者の従業員を割当先とする第11回新株予約権の発行を決議しているとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年9月4日付で公表しております「当社従業員に対する新株予約権(無償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」及び2025年9月19日に公表しております「当社従業員に対する新株予約権(無償ストック・オプション)の発行内容確定に関するお知らせ」をご参照ください。

(3)「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年11月7日付で、「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、2025年9月期の通期連結業績予想数値を修正したとのことです。詳細については、当該公表資料をご参照ください。